

約款改正 新旧対照表

【投資信託総合取引約款】

条番号	改正後	改正前
11	第 11 条(投資信託の購入注文) 1 総合取引の申込みをされたお客様は、当金庫所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、署名・捺印して取扱店に提出する<u>か、ろうきんダイレクトで所定の事項を入力</u>のうえ、<u>申込手続きを行う</u>ことにより投資信託購入のご注文ができます。 【略】	第 11 条(投資信託の購入注文) 1 総合取引の申込みをされたお客様は、当金庫所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、署名・捺印して、取扱店に提出することにより投資信託購入のご注文ができます。 【略】
12	第 12 条(換金の取扱い) 1 換金を申し込む場合には、当金庫所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、署名・捺印して取扱店に提出する<u>か、ろうきんダイレクトで所定の事項を入力</u>のうえ、<u>申込手続きを行って</u>ください。 2 換金代金は、商品毎に定められた受渡日以降に、指定預金口座へ入金させていただきます。 <u>3 お申込みいただいた換金において、申込受付日の当金庫の処理時点で換金可能な残高がない場合等には、当該お申込みを取消させていただくことがあります。</u> <u>4 金額を指定してお申込みいただいた換金において、お申込みいただいた換金金額が申込受付日の当金庫の処理時点で保有残高の 90%を超過した場合等には、金額を指定した場合であっても、保有残高の全額を換金させていただくことがあります。</u> <u>5 金額を指定してお申込みいただいた換金において、実際に換金されるとき換金価額から算出される換金金額に保有残高が不足している場合等には、換金可能な数量の範囲内で換金させていただきます。</u>	第 12 条(換金の取扱い) 1 換金を申し込む場合には、当金庫所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、署名・捺印して、取扱店に提出してください。 2 換金代金は、商品毎に定められた受渡日以降に、指定預金口座へ入金させていただきます。
附則	附則 1 この約款は、2013 年 5 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2014 年 1 月 6 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2017 年 8 月 7 日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2020 年 3 月 16 日より一部改正を適用させていただきます。 6 この約款は、2021 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 7 この約款は、2023 年 3 月 20 日より一部改正を適用させていただきます。 8 この約款は、2023 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 9 この約款は、2024 年 9 月 21 日より一部改正を適用させていただきます。 10 この約款は、2025 年 4 月 21 日より一部改正を適用させていただきます。 11 この約款は、2025 年 9 月 22 日より一部改正を適用させていただきます。 <u>12 この約款は、2026 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</u>	附則 1 この約款は、2013 年 5 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2014 年 1 月 6 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2017 年 8 月 7 日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2020 年 3 月 16 日より一部改正を適用させていただきます。 6 この約款は、2021 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 7 この約款は、2023 年 3 月 20 日より一部改正を適用させていただきます。 8 この約款は、2023 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 9 この約款は、2024 年 9 月 21 日より一部改正を適用させていただきます。 10 この約款は、2025 年 4 月 21 日より一部改正を適用させていただきます。 11 この約款は、2025 年 9 月 22 日より一部改正を適用させていただきます。

約款改正 新旧対照表

【非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款】

条番号	改正後	改正前
2	第2条(非課税口座開設届出書等の提出等) 1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(すでに当金庫以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、非課税口座廃止通知書記載事項または勘定廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」、すでに当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項(以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。))の記載がされた法令上必要とされる書面)を提出するとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 【略】	第2条(非課税口座開設届出書等の提出等) 1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(すでに当金庫以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、非課税口座廃止通知書記載事項または勘定廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」、すでに当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項の記載がされた法令上必要とされる書面)を提出するとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 【略】
3-3	第3条の3(特定累積投資勘定の設定) 1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。))において設けられます。 2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」が提出された場合または非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」等の法令上必要とされる書面が提出された場合は、これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出または当該廃止通知書等記載事項の提供(以下、「廃止通知の提出または提供」といいます。))があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知の提出または提供があつた場合には、同日)において設けられます。	第3条の3(特定累積投資勘定の設定) 1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。))において設けられます。 2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」が提出された場合または非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」等の法令上必要とされる書面が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

条番号	改正後	改正前
11	第 11 条(非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い) 1 お客様が当金庫に対して「非課税口座開設届出書」の提出をし、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座<u>または非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合または当該勘定が同条第 22 項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合</u>、当該非課税口座に該当しない口座<u>または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定</u>で行っていた取引については、その開設<u>または設定</u>のときから課税口座での取引として取扱わせていただきます。 【略】	第 11 条(非課税口座開設後に重複<u>口座である</u>ことが判明した場合の取扱い) 1 お客様が当金庫に対して「非課税口座開設届出書」の提出をし、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複<u>口座である</u>ことが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから課税口座での取引として取扱わせていただきます。 【略】
13	第 13 条(契約の解除) 次の各号に該当した場合には、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>23</u> 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ③ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>27</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日 ⑤ お客様がこの約款の変更に同意されない場合	第 13 条(契約の解除) 次の各号に該当した場合には、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>22</u> 項第 2 号、<u>同施行規則第 18 条の 15 の 3 第 29 項第 1 号</u>に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ③ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>26</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日 ⑤ お客様がこの約款の変更に同意されない場合

条番号	改正後	改正前
附則	附則 1 この約款は、2013 年 7 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2015 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2017 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2017 年 6 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 6 この約款は、2017 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 7 この約款は、2017 年 11 月 20 日より一部改正を適用させていただきます。 8 この約款は、2019 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 9 この約款は、2021 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 10 この約款は、2023 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 11 この約款は、2024 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 12 この約款は、2025 年 4 月 21 日より一部改正を適用させていただきます。 13 この約款は、2026 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。	附則 1 この約款は、2013 年 7 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2015 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2017 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2017 年 6 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 6 この約款は、2017 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 7 この約款は、2017 年 11 月 20 日より一部改正を適用させていただきます。 8 この約款は、2019 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 9 この約款は、2021 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 10 この約款は、2023 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 11 この約款は、2024 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 12 この約款は、2025 年 4 月 21 日より一部改正を適用させていただきます。

約款改正 新旧対照表

【未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款】

条番号	改正後	改正前
9	第 9 条(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) <u>1</u> 第 7 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 <u>2</u> 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 ①非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日 ②お客様がその年の1月1日において 18 歳である年の1月1日 ③2026 年1月1日	第 9 条(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 第 7 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。
18	第 18 条(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) <u>1</u> 第 16 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 <u>2</u> 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 ①非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日 ②お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の 1 月 1 日 ③2026 年 1 月 1 日	第 18 条(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 第 16 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。
27	第 27 条(非課税口座のみなし開設) 1 2024 年以後の各年(その年<u>①</u>1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客様が当金庫に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 2 前項の場合には、お客様がその年<u>①</u>1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定す	第 27 条(非課税口座のみなし開設) 1 2024 年以後の各年(その年 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。)の 1 月 1 日においてお客様が当金庫に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定

条番号	改正後	改正前
	る「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫とお客様との間で同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。	する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫とお客様との間で同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。
28	第 28 条(本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①お客様または法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合には、当該提出日 ②租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 1 号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③第 18 条第 2 項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合には、<u>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 2 号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</u> ④租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合には、出国日 ⑤お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第 12 条第 1 項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。)には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 1 号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑥お客様が出国の日の前日までに第 12 条第 1 項の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに同条第 3 項の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合には、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日 ⑦お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手續きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合には、本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日 ⑧お客様がこの約款の変更に同意されないときには、当金庫の定める日	第 28 条(本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①お客様または法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合には、当該提出日 ②租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合には、出国日 ④お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第 12 条第 1 項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。)には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤お客様が出国の日の前日までに第 12 条第 1 項の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに同条第 3 項の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合には、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日 ⑥お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手續きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合には、本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日 ⑦お客様がこの約款の変更に同意されないときには、当金庫の定める日
附則	附則 1 この約款は、2016 年 1 月 1 日より適用させていただきます。	附則 1 この約款は、2016 年 1 月 1 日より適用させていただきます。

条番号	改正後	改正前
	2 この約款は、2016 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2017 年 12 月 18 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2019 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2022 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 6 この約款は、2024 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 7 この約款は、2025 年 3 月 10 日より一部改正を適用させていただきます。 <u>8 この約款は、2026 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</u>	2 この約款は、2016 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2017 年 12 月 18 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2019 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2022 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 6 この約款は、2024 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 7 この約款は、2025 年 3 月 10 日より一部改正を適用させていただきます。